

ドイツにおける防疫対策
(ラインラント・プファルツ州及びザールラント州におけるマスク着用義務化)

2020年4月22日
在フランクフルト日本国総領事館

【ポイント】

●ラインラント・プファルツ州及びザールラント州でも、4月27日より特定の場所でマスクの着用が義務づけられます。

【本文】

1. 22日、ラインラント・プファルツ州政府及びザールラント州政府は、27日より公共交通機関、店舗内においてマスクの着用を義務化する旨発表しました。マスクは、医療従事者用のものではなく日常用のもの（手作りのものでも）でよいとされています。

2. また、両州政府は、今回のマスク着用義務の導入の背景について、多くの連邦州がすでにマスク着用義務化を決定または発表している状況を踏まえ、ドイツ全体で統一的な対応を行うことが重要であると説明しています。マスク着用は追加的な予防措置であり、適切な距離を空ける等のルールは引き続き継続しますので、十分ご注意くださいようお願いいたします。

3. 実際に導入される着用義務の詳細（適用除外規定があるか、罰則規定があるか等）については、現時点では明らかになっておりません。

4. なお、ヘッセン州も含め、各地方自治体が追加的な措置を定めている場合もありますので、各自お住まいの自治体の規定をご確認ください。例えば、ハーナウ市ではマスク着用義務が20日から導入されている他、バート・ホンブルク市では24日から一部の歩行者天国（die Fußgängerzone in der Louisenstraße）においてもマスク着用が義務づけられます。

5. ラインラント・プファルツ州政府及びザールラント州政府の発表（独語）は以下をご覧ください。

（1）ラインラント・プファルツ州

<https://www.rlp.de/de/service/pressemitteilungen/einzelansicht/news/News/detail/ministerpraesidentin-malu-dreyer-maskenpflicht-ab-27-april-motto-ich-schuetze-dich-du-schuetzt-mi/>

（2）ザールラント州

https://corona.saarland.de/DE/service/medieninfos/_documents/pm_2020-04-22-maskenpflicht.html

【参考】

■ドイツにおける新型コロナウイルスに関する最新情報（在ドイツ日本国大使館ホームページ）

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html

■外務省海外安全ホームページ（ドイツ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_165.html#ad-image-0

■ドイツ連邦保健省（新型コロナウイルスに係る最新情報）

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>

■ロベルト・コッホ研究所（新型コロナウイルスに関する Q&A）

https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ_Liste.html

https://twitter.com/rki_de

■ドイツ連邦外務省（渡航情報）（最新情報）

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/reise-und-sicherheitshinweise/letzteaktualisierungen>

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

【お問い合わせ先】

在フランクフルト日本国総領事館

MesseTurm 34.0G, Friedrich-Ebert-Anlage 49, 60327, Frankfurt am Main

代表電話： +49-(0)69-2385-730（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

領事部メール：konsular@fu.mofa.go.jp